

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要について

1 改正内容

平成18年4月1日実施の給料の切替えに伴う経過措置(※)について、当該経過措置に基づく支給額(経過措置額)を段階的に減額した上で廃止する。

1年目	平成26年4月1日から平成27年3月31日 経過措置額から「1/3(上限1万円)」を減じた額を支給
2年目	平成27年4月1日から平成28年3月31日 経過措置額から「2/3(上限2万円)」を減じた額を支給
3年目	平成28年4月1日から平成29年3月31日 経過措置額が3万円を超える場合に限り、その超える額を支給
4年目 以降	平成29年4月1日以降 経過措置額を支給しない

2 施行時期

平成26年4月1日から施行する。

※ 「給料の切替えに伴う経過措置」

給与構造改革による給料表の改定に伴い、切替日(H18.4.1)における給料月額が切替日の前日(H18.3.31)において受けていた給料月額に達しない職員に対しては、その者の受ける給料月額が同日に受けていた給料月額に達するまでの間、切替前給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を支給すること。

条例等立案表

<p>題名 徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</p>	<p>課(室)名 教育委員会教職員課</p> <p>担当者名 山 星 茂</p> <p>電話番号 三 一 二 六</p>
<p>提案理由 平成二十五年十月十六日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の学校職員の給与について、平成十八年四月一日実施の給料の切替えに伴う経過措置を廃止する必要がある。 。 一 平成十八年四月一日実施の給料の切替えに伴う経過措置を廃止する必要がある。 。 二 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考</p>
<p>関係法規</p>	<p>備</p>
<p>法規審議委員会</p>	<p>要・否</p>

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年徳島県条例第二百五号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「ほか、」の下に「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を、「相当する額」の下に「（以下「差額相当額」という。）から差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に三分の二を乗じて得た額（その額が二万円を超えるときは二万円、その額が二万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間にあつては差額相当額が三万円を超える場合に限りその超える額」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

提案理由

平成二十五年十月十六日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の学校職員の給与について、平成十八年四月一日実施の給料の切替えに伴う経過措置を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

改正案

現行

附則

1~7 (略)

附則

1~7 (略)

(給料の切替えに伴う経過措置)

(給料の切替えに伴う経過措置)

8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に百分の九十九・三四(徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十一年徳島県条例第七十三号)の施行の日において減額改定対象学校職員(適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである学校職員以外の学校職員をいう。)(である者)にあっては、百分の九十九・一四)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める学校職員を除く。)(には、給料月額のほか、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあってはその差額に相当する額(以下「差額相当額」という。)(から差額相当額に三分の一を乗じて得た額(その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあっては差額相当額から差額相当額に三分の二を乗じて得た額(その額が一万円を超えるときは二万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間にあっては差額相当額が三万円を超える場合に限りその超える額を給料として支給する。

8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に百分の九十九・三四(徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十一年徳島県条例第七十三号)の施行の日において減額改定対象学校職員(適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである学校職員以外の学校職員をいう。)(である者)にあっては、百分の九十九・一四)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める学校職員を除く。)(には、給料月額のほか、
その
差額に相当する額
を給料として支給する。

(表 (略))

(表 (略))

9 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(前項に規定する学校職員を除く。)(について、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(前項に規定する学校職員を除く。)(について、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

10 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた学校職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

10 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた学校職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

11~17 (略)

11~17 (略)